

No.	カテゴリ	Q 質問	A 回答
1	研修制度全般	第三号研修を受講して、実地研修が終わったあと、いつからご利用者に医療的ケアができるようになりますか？	<p>実地研修終了後、さくら会が発行する修了証書日付より可能です。 (修了証にはご利用者様のお名前、特定行為が記載)。 但し、加算請求ができるようになるのは、都道府県へ届け出て、特定行為従事者認定証が発行されてからです。</p> <p>※違法性阻却の観点では、研修終了前でも医ケア行為そのものは可能です。 但し、医療機関との連携やご家族等との関係など、あらゆる面で万全であることが必要です。</p>
2	研修制度全般	さくら会で基本研修を受け、合格しました。これは、日本全国で通用すると考えてよいでしょうか。	はい、全国で通用します。転居等で居住地が変わっても、定められた手順に従い、実地研修だけは、繰り返し受講しなければなりません、医療的ケアに従事することができます。
3	研修制度全般	実務者研修を修了しています。基本研修は免除で、実地研修のみ受講すればよいですか？	<p>特定の者(第三号)に関しては、基本研修から受講する必要があります。</p> <p>※実務者研修における説明内で「基本研修免除」という文言がありますが、これは「不特定の者」の場合を指しており、特定の者と不特定の者(第一号・第二号)とでは互換性がないため、免除にはなりません。</p>
4	研修制度全般	在宅ではなく施設の職員です。ご利用様が施設入所の場合でも受講可能ですか？	制度的に在宅でないといけないという「場」の制限はないので、実地研修の要件等が整うなら可能です(特に指導看護師の手配)。
5	研修制度全般	ヘルパーが当事業所に移籍してきたのですが、引き続き同じご利用者様の医ケアを行います。この場合、所属が変わったので、新たに実地研修の申込みが必要でしょうか？	同一の組み合わせで(利用者⇄ヘルパー)、実施項目も同様であれば、実地研修を再度行う必要はありません。移籍した事業所が変更届(所属ヘルパーの登録)を出すだけです(その際に認定証が必要)。
6	研修制度全般	第三号研修を受けた者は、居宅に入れますか？	<p>入れます。</p> <p>第三号研修は、特定の人に医療的ケアができるかどうかの資格です。どの種類のケアの時間に入れるかどうかは関係ありません。</p> <p>重度訪問のみの方は、重度訪問以外の時間には入れません。</p>
7	研修申込みについて	不特定の者(第一号・第二号)の座学講習を修了した職員がいるので、実地研修をさくら会に申込みしたいのですが。	<p>さくら会が行っているのは「特定の者」(第三号研修)です。</p> <p>「不特定の者」の研修とはまったく別のカリキュラムとなっていますので、「不特定」を扱っている研修施設にて問い合わせ、実地研修の申し込みをしてください。</p> <p>※お急ぎのご利用者さまがいらっしゃる場合、本会で第三号研修の座学を受け(1日で完結)、実地研修に進まれるのが現実的で早いと思います。</p>
8	研修申込みについて	第三号研修の申込みにあたり、医師の指示書は必要でしょうか？	<p>医師の指示書の提出を義務付けしている都道府県もありますが、東京都の場合は必要ありません。</p> <p>さくら会は東京都の指定研修機関であり、運用は東京都に倣っていますので、さくら会に申込みをする場合は、地域を問わず医師の指示書は不要です。</p>

No.	カテゴリ	Q 質問	A 回答
9	研修申込みについて	介護関係の資格(介護福祉士、初任者研修等)を持っていないでも、第三号研修を申込みすることはできますか？	介護事業所が無資格であることを了承し、「介護職員として従事」させるのであれば可能です。なお、医療的ケアが必要なご利用者様のもとに仕事として入ることを考えると、基本的な学習はされておいた方が良いでしょう。 「重度訪問介護従業者」など、実践的で短期に取得できる資格もありますので、お調べのうえ、検討されてはいかがでしょうか。
10	研修申込みについて	以前の申込みで使った【様式2】(指導看護師の派遣承諾書)を、新たな受講申込みでも使っても良いですか？	原則は、都度取得して頂くことになっていますが、申込みの日にちが前回から開きがなく、また、派遣元事業所にて了承されているのであれば兼用可能です(但し、書類の有効期限は通常記載日付より3か月とご理解ください)。 ※その旨が事務局にわかるよう、書類余白にご記入ください。
11	研修申込みについて	さくら会は東京都の登録研修機関だということですが、都外の介護事業所も受講申込みできますか？	可能です。埼玉県、神奈川県、茨城県などの関東圏からの申込みが多いですが、富山県や福島県、長野県からも泊まりで受講されています。
12	研修申込みについて	外国人のヘルパーですが、第三号研修を受講することはできますか？	申込要件を満たしていれば、受講は可能です(実績あり)。 但し、講習や筆記試験において特別な配慮はしていませんので、合格できるか否かはご本人の語学力にかなり左右されると思います。 目安としては、通常のヘルパー業務でご利用者様に関する連絡事項の読み書きが問題なくできること、また、頻出の医療用語や漢字・カタカナがある程度わかっている程度であれば大丈夫だと思います。
13	研修申込みについて	胃ろうについては、経過措置の従事者認定証を持っています。さくら会の第三号研修で、たんの吸引のカリキュラムだけを受講することはできますか？	本会の研修(演習、筆記試験を含む)は、たんの吸引と経管栄養がすべてセットされた構成で、別々に受講することができません。ご了承ください。
14	研修申込みについて	基本研修の申込みをしましたが「受講をお約束はできない」と言われました。受講決定の優先順位を教えてください。	さくら会会員事業所(友の会)様の申込みが第一優先です。ぎりぎりの提出でも受講できるよう、一定数の席を確保しています。 一般申込みでは、書類がすべて揃っている方より受講決定しています。結果的にキャンセル待ちとなり、受講できなかった場合は、次回開催で優先しています。
15	研修申込みについて	医ケアの業務を初めて行う事業所です。「特定行為事業者」の登録はこれから行うのですが、介護職員が基本研修を受講することはできますか？	受講できます。 なお、「特定行為事業者」の登録には、介護職員等の認定特定行為業務従事者認定証(都道府県発行)が必要になります。 この従事者認定証の申請に、本会などの登録研修機関が発行する修了証(実地研修を終えたもの)が必要です。 特定行為事業者登録については、下記をご覧ください(注:東京都の場合)。 <a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyotankyuin/jigyoshatouroku.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyotankyuin/jigyoshatouroku.html</a>

No.	カテゴリ	Q 質問	A 回答
16	研修申込みについて	保育士ですが、園でたん吸引の必要なお子さんを受け入れることになり、第三号研修を検討しています。研修を受ければ、そのお子さんに対して医ケアを行うことができるようになりますか？	可能です。さくら会では自治体からの申込みで、保育士さんが受講された実績があります。但し、さくら会のカリキュラムは、成人のご利用者様向けの内容となっております。ご了承ください。  ※お子様向けの第三号研修を行っている団体も地域によってはあるようです。そちらもお調べ頂くと良いと思います。
17	研修申込みについて	他県で第三号の基本研修を修了済みですが、人工呼吸器装着者にはケアができないカリキュラムでした。今回、新たに人工呼吸器装着者のご利用者様に入りますが、さくら会では基本研修の受講が必要でしょうか。その場合、人工呼吸器装着者に対するカリキュラムのみを受けることができますでしょうか。	お尋ねのケースでは、人工呼吸器装着のご利用者様に入るのであればさくら会で1日、基本研修の受講が必要になります。 ※さくら会では、基本研修の一部のみを受講・修了することはできません。
18	実地研修について	現在ご利用様は入院中ですが、退院後に備えて実地研修を行いたい。病院の看護師の同意があれば、指導者となり実地研修を行うことができますか？	本件は、東京都福祉保健局の担当者へ問合せをしたところ、「基本的な考え方として、在宅で実際に入る訪問看護事業所様にて実地研修を行って頂きたい」とのことでした。  ただし、病院の看護師が、さくら会から発送する既定の講師用DVDを視聴後に当会に簡単なレポートを提出し、当会の指導看護師として登録することにより、病院での実地研修(指導)も可能です。 在宅での実地研修が難しい場合は、このような方法も選択できます。 ご一考ください。
19	実地研修について	実地研修のみの申込みをし、受講決定を受けたのですが研修中にご利用様から介護職員に対して「お断り」が入り、研修中止になりました。申込み自体を取り下げますので、返金をお願いします。	申し訳ありませんが、ご請求している費用は研修費用ではなく、事務手数料になります。そのため、研修の終了・中止に関わらず、キャンセル、ご返金には応じられません。ご理解くださいますようお願いいたします。 (納付前であれば、状況等により対応させていただきます)
20	実地研修について	呼吸器無し・気管切開の吸引で研修修了したご利用者様ですが、今回人工呼吸器を付けることになりました。再度、実地研修を行った方がよいのでしょうか。	訪問看護師による現場指導は必ず行ってください。 但し、さくら会への「実地のみ申込み」については、事業所の判断にお任せします。
21	実地研修について	実地研修期間中ですが、ご利用様が長期入院になりました。変更することはできますか？	ご利用者様の変更は、研修期間中であれば可能です。まずは事務局へご連絡ください。  変更にあたって、新たな指導者派遣承諾書【様式2】と、ご利用者様の同意書【様式3】が必要になります。必ず全ての書類を提出し、事務局の確認を得てから実地研修を行ってください。

No.	カテゴリ	Q 質問	A 回答
22	指導看護師について	訪問看護ステーションの看護師です。指導看護師の研修(=指導者養成研修)申込みをしたいのですが。	第三号研修(座学/実地のみ)の申込みに併せて、指導者養成研修を受講することができます。詳しくは、申込書一式内にある【様式2-1】をご確認ください。 ※さくら会では、指導者養成研修のみを受講することはできません。 ※指導者養成研修は、看護師1名につき1,000円の費用を申し受けます。  (2018.3.26 改変)
23	指導看護師について	訪問看護ステーションより、医師の指示書を強く求められました(指示書を出さなければ介護職員の指導評価を引き受けない)。どのようにしたらよいでしょうか？	#8の回答のとおり、さくら会を通して行う第三号研修に医師の指示書は必要ありませんが、看護との連携が難しくなるようでしたら、現場の裁量で医師に指示書を出してもらってください。  (通常業務を行うのに、介護事業所では医師から指示書を得ているはずなので、それを使ったという前例がありました)
24	指導看護師について	看護師です。医療的ケア教員講習会を修了してのですが、第三号研修における実地研修の評価・指導はできますか？	医療的ケア教員講習会の修了の取り扱いですが、東京都では第三号研修の指導看護師(実地研修の指導及び評価する看護師)として認めていません。よって、指導看護師として指導・評価される場合には、別途、指導者養成研修(DVD視聴, アンケート提出)を修了してください。 ※さくら会は、東京都の登録研修機関なので、東京都に準じます。
25	指導看護師について	今度、指導・評価をお願いする看護師さんは、第一号,二号の「指導者資格」を取得しています。第三号の実地指導、評価も可能でしょうか。	第三号研修の実地指導、評価を行う場合は別途「指導者養成」の研修が必要です。自治体で受講頂くか、さくら会にて指導者養成研修(DVD受講)をお申込みください。
26	指導看護師について	ご利用者様のご家族に看護師資格を持つ方がおり、その方が実地研修の評価を行いたいとの要望があります。訪問看護事業所でなく、個人ですが可能でしょうか？	可能です。提出書類である「指導者派遣承諾書(様式2)」には看護師の方の個人名をお書き頂き、また、看護師資格の免状(写)を併せて提出してください。 なお、看護師の方が指導者養成研修(DVDの聴講とアンケート)を受けたことがない場合には、実地研修前に受講しておく必要があります。本会でも申込可能です(有料)。
27	指導看護師について	東京都福祉保健財団では、指導看護師に対する謝礼があります。さくら会からはでないのでしょうか。	本会は東京都から予算を頂いて研修事業を運営しているわけではないため、指導看護師の方への謝礼はありません。  なお、通常訪問看護の訪問時間内に実地研修を行えば医療保険から手当が出ます。それ以外に関しましては、各介護事業所様と訪問看護ステーション様との取り決めを必要に応じ行って下さい。
28	指導看護師について	連携する訪問看護事業所等から協力を得られません。どのようにしたらよいでしょうか。	主治医や自事業所の看護師資格を持つ職員等に協力を依頼して下さい。 ※協力が得られない場合、研修を受講することは出来ません。

No.	カテゴリ	Q 質問	A 回答
29	指導看護師について	看護師です。平成25年度に(公財)日本訪問看護財団の「喀痰吸引・経管栄養」セミナーを受講修了しました。実地研修の指導者として、介護職員等を指導・評価することができますか？	できます。お尋ねのセミナーは、第三号の指導者養成研修として認められています。  <参考>平成23年度(公財)東京都福祉保健財団 特定研修、平成24年度以降に実施された特定研修(財団以外の登録研修機関が実施したものを含む)の際、指導者養成研修を受講しアンケートを提出した方、または(公財)日本訪問看護財団の実施する「喀痰吸引・経管栄養セミナー」を修了している方は、新たに指導者養成研修を受講する必要はありません。
30	その他	医ケアの練習のために、さくら会にある研修用の人形や備品を使わせてもらうことはできますか？	さくら会友の会(会員介護事業所)にご所属のヘルパーさんであれば、無料でご利用頂けます。下記留意点をご了承のうえ、研修センターまでご予約をお願いします。  <留意点> ① お人形、備品等はセンターでの利用に限ります。(持ち出し、貸し出しは禁止) ② 利用日・時間は、研修センターが開いている平日の10時半～16時半までの間で設定してください。なお、イベントや会議等により、お断りをすることもありますので、必ず事前にお問い合わせください(完全予約制)。 ③ 基本的に自主練習形式になります。スタッフによる指導や質問対応は行っていません。また、使用後の片づけや洗浄等、現状復帰のご協力をお願いします。
31	その他	ある地域のケアマネです。医ケアの必要なご利用者様に対するヘルパーが不足しています。ヘルパーさんを紹介して頂きたいのですが。	大変申し訳ございませんが、本会ではヘルパーの紹介は行っていません。ですが、さくら会友の会のメーリングリストにご事情を配信することはできますので、希望される場合は地域や条件など、詳細をお知らせください。  ※メール配信のみのお手伝いになります(無料)。会員介護事業所より連絡があった場合の取り次ぎはいたしますが、それ以降の関与は致しません。ご了承ください。
32	その他	新たに採用した介護職員が、さくら会で基本研修を終えていると言っていますが、それを示すものを持っていません。修了証の再発行をお願いします。	証書関係の再発行は、情報の取り扱いの関係上、ご本人様のみが請求できることになっています。ご本人様に研修センターへご連絡頂きますよう、ご案内をお願いします。なお、再発行には2,000円の手数料を申し受けます。ご了承ください。
33	その他	訪問看護事業所ですが、介護事業所より依頼を受け実地指導評価を予定しています。事故が起きた場合、さくら会で保険適用になりますか？	なりません。通常、介護事業所様で加入されていると思いますので、ご確認ください。  ※座学受講時の事故等については、登録研修機関としてさくら会で加入しています。実地研修の場による事故は補償の範囲外です。